



発行 新潟県  
**第 55 号**  
 令和2年7月21日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 831 公立大学法人の設立、定款の変更及び解散の認可基準の一部改正（大学・私学振興課）
- 832 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 833 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 834 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 835 公有水面埋立ての免許（漁港課）
- 836 保安林の指定予定（治山課）
- 837 保安林の指定解除予定（治山課）
- 838 保安林の指定解除予定（治山課）
- 839 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 840 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 841 公共測量の実施通知（監理課）
- 842 公共測量の実施通知（監理課）
- 843 公共測量の実施通知（監理課）
- 844 建設業法による許可の取消し（監理課）

公 告

指定管理者の募集（都市整備課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

82 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

83 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第831号

新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の変更及び解散する場合の認可にかかる基準（平成25年9月10日新潟県告示第1081号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後                            | 改 正 前                            |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の <u>変更</u> | 新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の <u>変更</u> |

、解散及び合併する場合の認可にかかる基準については、以下のとおり定める。

第1 公立大学法人の設立を認可する場合  
(略)

1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

(1)～(2) (略)

(3) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア～ウ (略)

エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人に承継される権利に係る財産の価額は、当該公立大学法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

(4)～(15) (略)

(16) 公立大学法人が設置する大学に、法第77条の2第1項に規定する学校を附属させて設置する場合については、当該学校の種類及び名称並びに位置(当該学校を設立団体の区域外に設置する場合に限る。)を定めていること。

2 (略)

第2 (略)

第3 公立大学法人の解散を認可する場合

公立大学法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 (略)

第4 公立大学法人の合併を認可する場合

公立大学法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。

2 公立大学法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(1) 吸収合併(法第108条第1項に規定する吸収合併をいう。)をする場合には、吸収合併存続法人(法第108条第1項第1号に規定する吸収合併存続法人をいう。)の定款の変更が第1の1に定める基準に適合していること。

(2) 新設合併(法第112条第1項に規定する新設合併をいう。)をする場合には、新設合併設立法人(法第112条第1項第2号に規定する新設合併設立法

及び解散する場合の認可にかかる基準については、以下のとおり定める。

第1 公立大学法人の設立を認可する場合  
(略)

1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

(1)～(2) (略)

(3) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア～ウ (略)

エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。

オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人に承継される権利に係る財産の価格は、当該公立大学法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。

(4)～(15) (略)

2 (略)

第2 (略)

第3 公立大学法人の解散を認可する場合

公立大学法人の解散の認可については、法その他の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 (略)

人をいう。)の定款が第1の1に定める基準に適合していること。

### ◎新潟県告示第832号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
見附市今町七丁目2189番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

### ◎新潟県告示第833号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

| 障害福祉サービスの種類 | 事業所の名称          | 所在地             | 事業者         | 指定年月日    |
|-------------|-----------------|-----------------|-------------|----------|
| 就労移行支援      | 未来ワークサポートさかまち   | 村上市坂町字腰廻1860番27 | 社会福祉法人愛宕福祉会 | 令和2年6月1日 |
| 就労継続支援B型    |                 |                 |             |          |
| 就労継続支援B型    | RAITO           | 上越市寺町3丁目18-6    | 株式会社GINKA   | 令和2年6月1日 |
| 宿泊型自立訓練     | 桃梨園             | 三条市大島5147番地     | 医療法人恵愛会     | 令和2年7月1日 |
| 生活介護        | ワークサポートまちなかまごころ | 見附市本町4丁目3-3     | 新潟県中越福祉事務組合 | 令和2年7月1日 |

### ◎新潟県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

| 指定障害福祉サービスの種類 | 事業所の名称            | 所在地             | 事業者     | 廃止年月日     |
|---------------|-------------------|-----------------|---------|-----------|
| 重度訪問介護        | 株式会社リボン           | 上越市大字大日34番地5    | 株式会社リボン | 令和2年7月10日 |
| 重度訪問介護        | 株式会社リボン 糸魚川ステーション | 糸魚川市南押上1丁目3番11号 | 株式会社リボン | 令和2年7月10日 |
| 重度訪問介護        | 株式会社リボン 妙高ステーション  | 妙高市栗原2丁目8番21号   | 株式会社リボン | 令和2年7月10日 |

### ◎新潟県告示第835号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 埋立免許年月日

令和2年7月13日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位 (D. L. +0.51m) における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点 (北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒) から134度57分37秒, 168.15mの地点

②の地点 ①の地点から197度53分57秒10.00mの地点

③の地点 ②の地点から182度30分04秒40.00mの地点

④の地点 ③の地点から92度30分25秒15.03mの地点

⑤の地点 ④の地点から2度40分02秒49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地, 2839番地, 2840番地, 2840-1番地及び461-1番地の地内並びに同字2838番地, 2840-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑥の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点 (北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒) から121度25分02秒, 180.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から270度00分00秒82.72mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒100.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒90.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒41.89mの地点

(3) 面積

8,788.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

---

◎新潟県告示第836号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区坪山字前田1122の1、1131、1133の1、1133の2、1138、1139の1、1140、字番所1264から1268まで、1270の1、1270の2、1279の1、1280、1281の1から1281の3まで、1282から1285まで、1288

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

---

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### ◎新潟県告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県新潟市西蒲区間瀬字大安場5833の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

#### ◎新潟県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年7月21日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県新潟市西蒲区間瀬字大安場5833の5
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

#### ◎新潟県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市及び加茂市の一部を受益地域とする県営庄瀬地区農用地保全施設整備（地盤沈下対策）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年7月22日から令和2年8月21日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟市南区役所及び加茂市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営山谷稲葉地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年7月22日から令和2年8月21日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所本庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査 水準測量図作成）

2 作業期間 令和2年6月30日から令和3年2月22日まで

3 作業地域 新潟市全域

#### ◎新潟県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 山島地区 確定測量）

- 2 作業期間 令和2年7月20日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区山島 他

---

**◎新潟県告示第843号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量 調整用基準点設置含む）
- 2 作業期間 令和2年6月23日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域 佐渡市相川等（大佐渡地域）

---

**◎新潟県告示第844号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和2年6月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社幸和空調  
加藤 幸悦
- 3 主たる営業所の所在地  
五泉市大字町屋甲940-18
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第42072号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和2年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
信濃道路株式会社  
瀧川 寛人
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市南陽1-1298-3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第16808号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実

令和2年6月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社澤井商事  
澤井 祥典
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市三和区川浦1258
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-29）第10169号
-

- 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
カトウ塗装工業  
加藤 慎人
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区木場84
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45383号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社エム・エー・シー、テクノロジー  
山口 康秀
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市上中田1178
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42023号
  - 5 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
榎本塗装  
榎本 勇
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市大字東牧725-23
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第31100号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
隆成建設株式会社  
渡辺 匠
  - 3 主たる営業所の所在地
-



新潟市中央区柳島町1-5-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-28)第14320号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社堀井住器  
堀井 哲二
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区木場231-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第23132号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社平和保温  
古沼 徳男
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区船江町1-35-23
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23302号
  - 5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
北日本防災警備株式会社  
中村 常太
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区笠柳19-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第45055号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び消防施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月17日
-

- 
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社堂谷組  
堂谷 剛
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市春日1009-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-28)第11550号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社吉澤組  
吉澤 一也
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市滝谷1890-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-1)第8654号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年5月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社名古屋組  
名古屋 信広
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区小須戸3607-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第26232号
  - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年5月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社新和開発  
横井 昌平
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市大字古渡路1659
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第20739号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
柏崎運送株式会社  
今井 貢
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市荒浜3-13-96
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第9041号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小川建設株式会社  
小川 節雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市上刈6-2-33
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42908号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
高上電気株式会社  
高橋 泰子
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区小須戸3068-第2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第12844号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年6月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社渡邊材木店  
渡邊 徹
  - 3 主たる営業所の所在地  
西蒲原郡弥彦村麓3456
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22079号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
第八機工運輸株式会社  
平 百栄
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区西大畑町601-48
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44823号
  - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年5月19日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社佐藤水道  
佐藤 博
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市下久知523-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11781号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
誠和工業  
伊藤 三誠
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市柿崎区柿崎7045-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43150号
  - 5 処分の内容 管工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年5月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年6月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大滝造園  
大滝 勝
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市大字上江端2893
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第38700号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

令和2年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和2年6月1日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

中工芸

中山 輝夫

## 3 主たる営業所の所在地

新発田市大字月岡402-17

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第31101号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和2年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和2年5月29日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社日乃出江口

星野 政喜

## 3 主たる営業所の所在地

長岡市福山町1033

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第17262号

## 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和2年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和2年5月29日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社アイディ

伊藤 市司郎

## 3 主たる営業所の所在地

佐渡市大字長木675

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第30020号

## 5 処分の内容 管工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和2年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和2年6月3日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

三栄実業株式会社

高橋 聡

## 3 主たる営業所の所在地

三条市石上1-6-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41611号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年5月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社金澤総建

金澤 守

3 主たる営業所の所在地

長岡市宮関1-3-46

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44927号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年5月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北日本ビルサービス

鈴木 勝彦

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区石山1-3-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43556号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

### 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。)第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区)

イ 対象業務

(ア) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ロ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(ハ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)

(オ) 都市公園の維持管理に関する業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

(2) 募集要項の配布方法

令和2年7月21日（火）から9月16日（水）までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

(3) 申請書類の提出期間

令和2年9月14日（月）から9月16日（水）午後5時まで

4 その他

(1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、検査科什器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月21日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

検査科什器 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年9月7日（月）

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月29日（水）午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月30日（木）午前10時00分

新潟県立十日町病院 外来棟1階講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。



## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和2年度敷地内車両等誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月21日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

令和2年度敷地内車両等誘導警備業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

令和2年8月11日から令和3年3月31日まで

## (4) 履行場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第2号に定める警備業務の認定証の交付を受けていること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

---

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年7月31日(金)午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年7月30日(木)までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年8月6日(木)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階 講堂

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第82号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

## 1 検定の種別及び級

雑踏警備業務2級

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和2年10月27日(火) 午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

令和2年11月7日(土) 午前10時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取室

## (2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

## 4 受検資格

## (1) 新潟県内に住所を有する者

## (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

30人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 申請手続

## (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和2年9月23日(水)及び令和2年9月24日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

## ア 提出期間

令和2年10月12日(月)及び令和2年10月13日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

- (7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (8) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)
- (9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

## エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

## (3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

## (4) 検定手数料

## ア 金額

13,000円

## イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

## 9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110(代表)

## ◎新潟県公安委員会告示第83号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

## 1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和2年10月27日(火)午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

令和2年11月7日(土)午前10時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部意見聴取室

## (2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号  
新潟県警察学校

## 4 受検資格

## (1) 新潟県内に住所を有する者

## (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

30人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に

達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 申請手続

### (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

令和2年9月23日(水)及び令和2年9月24日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

#### ア 提出期間

令和2年10月12日(月)及び令和2年10月13日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

#### ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(ア) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(イ) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(ウ) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

#### エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

### (4) 検定手数料

#### ア 金額

14,000円

#### イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110 (代表)